

※ 同じものを2部作成して下さい。

## 工作物等設置承諾申請書

平成〇年〇月〇日

大阪府知事様

申請者 府営 〇〇〇 住宅自治会長

氏名 大阪 太郎



次のとおり工作物等を設置したいので、承諾されるよう申請します。

## 記

1. 設置の場所 (所在地) 大阪府〇〇市××町1

(施設名) 府営 〇〇〇 住宅

(設置場所) 別添図面のとおり ( m<sup>2</sup>)

2. 設置目的 住宅内の防犯対策の為

3. 工作物の種類 防犯カメラ一式

設置期間は許可日より最長で5年となります。

4. 設置期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで  
(設置工事の期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)審査には1ヶ月程度掛かる場合があります。  
設置工事の期間は、余裕を持った日程で記入してください。

5. 参考事項

6. 添付図面 (下記のうち必要なもの)  
位置図・平面図(丈量図を含む)・縦、横断面図・設計図(構造図、率面図等)・  
工事仕様書・誓約書・その他必要とする図書(写真、工作物のカタログ等)

# 誓約書

平成〇年〇月〇日

大阪府知事 様

府営 〇〇〇 住宅自治会長

氏名 大阪 太郎



工作物設置承諾の申請に際し、次のことについて誓約します。

1. 工作物の維持管理は当方において行い、貴府には一切迷惑はかけません。
2. 工作物の位置、規模等を変更する場合は、改めて申請します。
3. 貴府の事業において、当該工作物が支障となった場合は、貴府の指示に従います。

別紙様式

防犯カメラ設置(変更)届出書

1 設置対象団地

防犯カメラ設置団地の所在地	大阪府〇〇市××町1
同 団地の名称	府営 〇〇〇 住宅

2 設置機器

機器名称	機器・型名	設置場所	数量	備考
防犯カメラ	AAA-100AA	駐車場	5	
記録媒体	BBB-200BB	集会所	1	
モニター	CCC-300CC	集会所	1	
専用ステッカー				

3 設置完了(予定)日 平成〇年〇月〇日

4 責任体制

・管理責任者

氏名 大阪 太郎

電話番号 ( XXX ) XXXX - XXXX

管理責任者を定め、記入してください。  
警察等からの照会により、管理責任者のみが録画画像を確認できます。

4 機器の維持管理方法

直営

・業者委託の場合は、業者名及び連絡先の電話を記入

# 確認チェックリスト (防犯カメラ設置(変更)届出書)

項目	確認事項	チェック
必要書類	工作物等設置承諾申請書	
	防犯カメラ設置(変更)届出書	
	誓約書	
	入居者の同意書 又は 総会にて可決した場合は総会議事録の写し	
	図面(機器の設置場所、配線・電源ルート、記録媒体の管理状態のわかるもの。)	
	防犯カメラの機器図(カタログ)	
記入方法	申請者欄には自治会長氏名を記入してください。 ・申請は自治会からのものに限り、個人からの申請は受け付けません。	
	『設置期間』は、許可日より最長で5年です。	
	『設置工事の期間』『設置完了(予定)日』は、余裕を持った日程で記入してください。 ・書類の審査には1ヶ月程度掛かる場合があります。	
	設置機器の『機器・型名』『設置場所』『数量』はカタログとおりに記入してください。	
	管理責任者欄の記入。 ・警察等からの要請があった場合に限り、管理責任者のみが録画画像を確認できます。	
	機器の維持管理方法の記入。	
その他	申請書類は、同一のものを2部(正・副)をご用意ください。	
	記録媒体設置場所は施錠できる場所としてください。 ・警察等からの要請があった場合に限り、管理責任者のみが録画画像を確認できます。	
	設置機器にかかる電気料金は自治会負担となります。 ・電源ケーブルの引き込みルートによっては申請を受付できない場合があります。	
	防犯カメラ設置工事施行業者を管理センターにお伝えください。 ・申請内容に関して不明点を確認させて頂く為に連絡する場合があります。	
	『大阪府営住宅への防犯カメラ設置に伴う個人情報の取扱いに関する指針』の内容をご確認ください。	

※ 必要書類は必ずしも記載のもののみとは限りません。

必要に応じて追加で提出していただく場合があります。

※ 不明な点がございましたら、管理センターまでお問い合わせ下さい。

※ 確認チェックリストは提出していただく必要はありません。

## 大阪府営住宅への防犯カメラ設置に伴う個人情報の取扱いに関する指針

### 1 指針作成の目的

この指針は、府営住宅自治会等（以下「自治会等」という。）が防犯活動の取組みとして、自治会等が大阪府営住宅（以下「府営住宅」という。）に設置する防犯カメラにより収集される画像の取扱いに関して、大阪府個人情報保護条例第49条第1項に規定する個人情報保護のための事業者の措置の指針を定めるものであり、同条第2項の規定に基づき作成された事業者指針に準拠して定めるものである。

### 2 画像の収集

- (1) 防犯カメラにより収集する画像は、自治会等の防犯目的に利用するものとし、目的外には収集しないものとする。
- (2) 防犯カメラでの画像収集に当たっては、原則として、本人（防犯カメラにより画像を収集される当該個人をいう。以下同じ。）が防犯目的であることを確認できるようにする。

### 3 収集画像の利用又は提供

- (1) 収集画像の利用は、自治会等の防犯目的の範囲で行う。
- (2) 収集画像は、原則として、自治会等において決定された収集画像の管理責任者のみが視聴できるものとする。
- (3) 自治会等が、収集された画像を外部提供するのは、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき警察からの照会を受けた場合であって、警察が当該収集画像を利用する目的に公益性がある場合又は自治会等から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

なお、自治会等は警察に画像を提供した場合、その旨を当該府営住宅を管理する管理センターに報告するものとする。

### 4 収集画像の適正な管理

- (1) 収集画像の取扱いに当たっては、漏えいの防止等収集画像の適切な管理のために必要な措置を講ずる。
- (2) 保有する必要がなくなった収集画像を、確実、かつ速やかに廃棄し、又は消去する。

### 5 責任体制

自治会等は、収集画像の管理責任者を定めるなど、収集画像の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努める。

### 6 防犯カメラ設置（変更）届出書の提出

自治会等は、防犯カメラを設置しようとする場合、又はその届出をした事項を変更しようとする場合、別紙様式の「防犯カメラ設置（変更）届出書」を当該府営住宅を管理する管理センターに提出すること。